

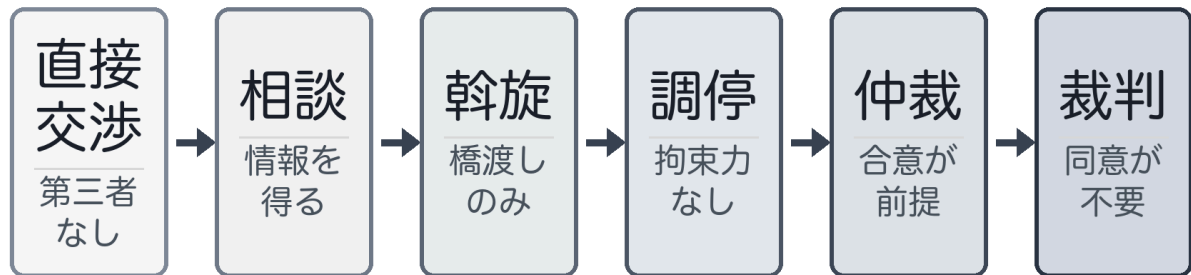
#3 前 話し合いで終わらせる道——相談・斡旋・調停・仲裁とADR

第0章 序章 民事訴訟手続の全体像 ③／動画の内容を見返し用にまとめたものです（動画には含みません）。

1 第三者は、どこまで踏み込んでくるか

短答知識

紛争調整の6段階



軸＝第三者がどこまで踏み込むか——踏み込むほど、結論の強制力が強くなる

図：紛争調整の6段階グラデーションボード

まず、全体の並びを見てください。紛争を調整する方式は、**6つの段階**で並びます。直接交渉、相談、斡旋、調停、仲裁、そして裁判です。覚える必要はありません。**1本の軸**で並んでいるだけだからです。**第三者が、どこまで踏み込んでくるか**です。そして、踏み込むほど、**出てくる結論の強制力が強くなります**。いちばん左の**直接交渉**は、当事者同士の話し合いだけ。第三者はいません。いちばん右の**裁判**は、裁判所が判決という形で、拘束力のある結論を出します。この軸さえ持っていれば、間の4つは「どこまで踏み込むか」で位置が決まります。ひとつずつ、確かめていきましょう。

2 相談と斡旋——決めるのは、まだ自分

短答知識

相談と斡旋——決めるのは誰か

	相談	斡旋
第三者の働き	知識・情報・判断を与える (知人・行政窓口・弁護士会・消費生活センターなど)	両者の間に立ち 、話を前に進める
相手方に関わるか	自分の側だけ 相手方とは話をつけない	両者の間に立つ 一歩踏み込む
決めるのは誰か	決めるのはあくまで自分	話をつなぐだけ——まだ「案」は出さない

分かれ目＝第三者が相手方にも関わるかどうか

図：相談と斡旋の対比ボード

直接交渉の次に来るのが、**相談**です。誰かに知識や情報をもらい、それをもとに**自分がどう動くかを決める**段階です。幅があります。たとえば、消費生活センターや弁護士会の法律相談のような窓口もあれば、役所の相談窓口もある。もっと手前で、職場の上司や知人に聞くのも相談です。ここで大事なのは、**決めるのはあくまで自分**だということです。相談相手は情報をくれますが、相手方と話をつけてくれるわけではありません。**斡旋**です。第三者が**両者の間に立ち**、当事者どうしが折り合えるよう、話を前に進めます。

そこです。相談は自分の側だけ。斡旋は、**両者の間に立つ**。第三者が一歩、踏み込みました。ただし、斡旋の段階では、第三者はまだ「案」を出しません。話をつなぐところまでです。

調停——長所と短所

	長所	短所
何が起こるか	第三者が 調整の案を作って示す 民事調停法2条・家事事件手続法244条	提示された案には拘束力がない 当事者は断ることができる
柔軟さ	型どおりの結論に縛られない 合意なら「18万円→12万円」も可	手続を進める強制力も弱い

裁判所の調停が中心——民間・行政の調停もあるが件数は少ない

図：調停ボード（長所と短所）

もう一歩進みます。話し合いの中身を踏まえて、第三者が**調整の案を作って示す**——これが**調停**です。裁判所がやっている民事調停・家事調停は、まさにこの方式です。根拠は、民事調停法2条と、家事事件手続法244条。年間の申立件数も相当な数にのぼります。やっています。ただ、件数でいえば裁判所の調停が中心です。調停の長所は、**型どおりの結論に縛られない**ことです。当事者が納得できる形に、柔軟かく調整できます。そういう調整ができるのが強みです。ただし、ここに**短所**があります。**示された案に、当事者が従う義務はありません**。

「この案でどうですか」と示されても、**当事者は断ることができる**ということです。進め方についても、無理に従わせる力は強くありません。ここを押さえておいてください。

4 仲裁——「委ねる」という合意が前提

仲裁——仲裁合意が前提

| 決定的な違い

- 紛争の解決を**仲裁人の判断にゆだね、その判断に従う**と当事者が合意している方式
 - 合意の時期は**紛争の前でも後でもよい**（2条1項が両方を並べて書いている）
 - この合意を**仲裁合意**と呼ぶ（仲裁法2条1項・13条）

| 仲裁人が下すもの

- **仲裁判断**——当事者は原則として従わなければならない

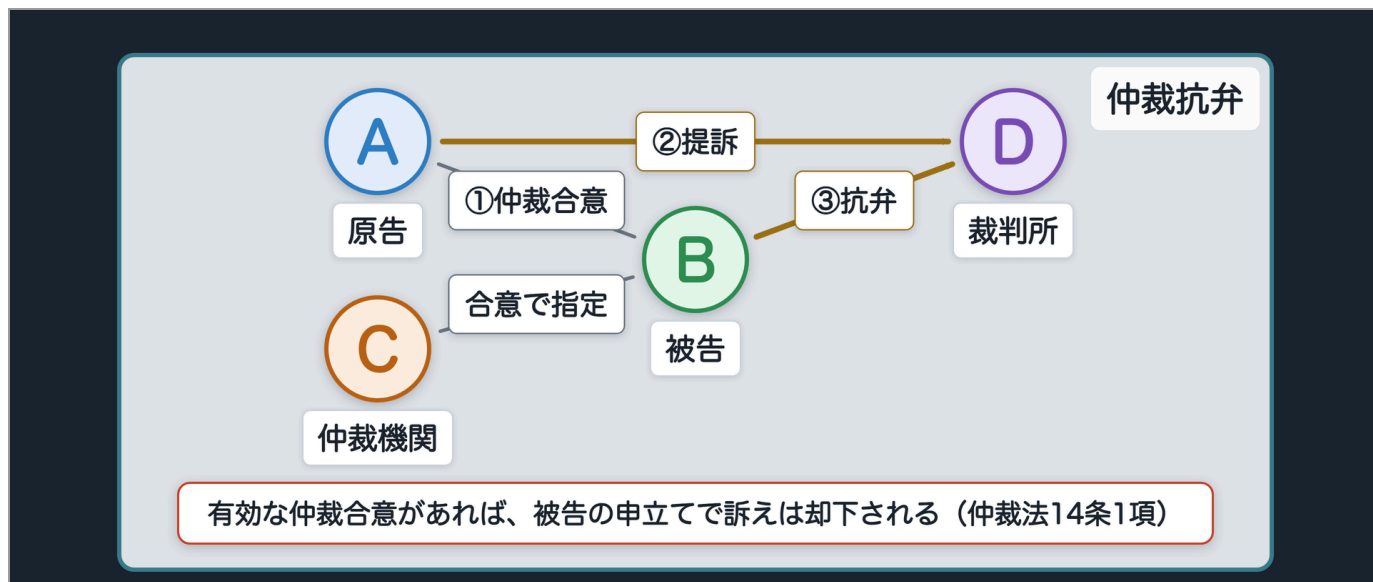
| 仲裁判断の基準

- 原則＝当事者が合意した**法的基準**による
 - 当事者**双方がはっきり求めた**ときは「**衡平と善**」で判断することも可（仲裁法36条）

図：仲裁ボード（仲裁合意が前提）

仲裁になると、第三者がさらに一歩踏み込んで、みずから結論を出します。決定的な違いが1つあります。仲裁は、**当事者が「委ねる」と合意していることが前提**なんです。紛争の解決を**仲裁人の判断にゆだね、その判断に従う**——この取り決めを、**仲裁合意**と呼びます。仲裁法2条1項と13条が、その足場です。それが典型です。ただ、条文はそこを限っていません。**すでに起きてしまった紛争**についても、いまから仲裁に委ねると合意できます。2条1項が、両方を並べて書いています。そして、その**仲裁人**が間に入って、結論——**仲裁判断**を出します。

原則は、**当事者があらかじめ決めておいたルール**に沿って判断します。ただし、**当事者の双方がはっきり求めたときは、「衡平と善」**——その紛争ごとに何が公平かを基準に、判断することもできます。仲裁法36条です。イメージとしては、そう理解して構いません。法の外に出るのではなく、**その事案にとって何が公平か**を基準に据える、ということです。この方式を使いやすくするために、**仲裁法**という法律が用意されています。



図：仲裁の抗弁の関係図

ここで、仲裁の効き目がいちはんはっきり出る場面を見ます。たとえば、フリーランスのデザイナーが、制作会社と業務委託契約を結んでいたとします。契約書の隅に、「紛争は、ある協会の仲裁による」という一文がありました。そこが落とし穴です。報酬が支払われず、デザイナーが裁判所に訴えを起こしました。前回の言葉でいうと、**訴えたデザイナーが原告、訴えられた制作会社が被告**です。ところが、相手方は「仲裁合意がある」と主張して、**訴えを退けてほしい——却下を申し立てる**ことができます。これを**仲裁の抗弁**と呼びます。

そこが大事なところですよ。**却下は、中身に入らずに門前払いにすること**です。「報酬を払え」という言い分が正しいかどうかは、判断されないまま終わります。この「却下と棄却の違い」は、後の回で正面から扱います。

6 「必ず却下」ではない——ただし書の3号

仲裁法14条1項——原則とただし書

| 原則

- 仲裁合意があるのに訴えを起こすと、裁判所は訴えを**却下しなければならない**
 - 「しなければならない」——裁判所に選択の余地はない

| ただし書の3つの例外

- ① 仲裁合意が無効・取消し等で効力を失っているとき
- ② 仲裁合意に基づく仲裁手続を行うことができないとき
- ③ 本案について**被告が弁論をした後**（弁論準備手続を含む）の申立てであるとき

※ とくに③が実戦的——中身の話を始めたら、もう「仲裁のはず」とは言えない

図：仲裁の抗弁の条文と例外ボード

条文を見ましょう。

条文 仲裁法14条1項

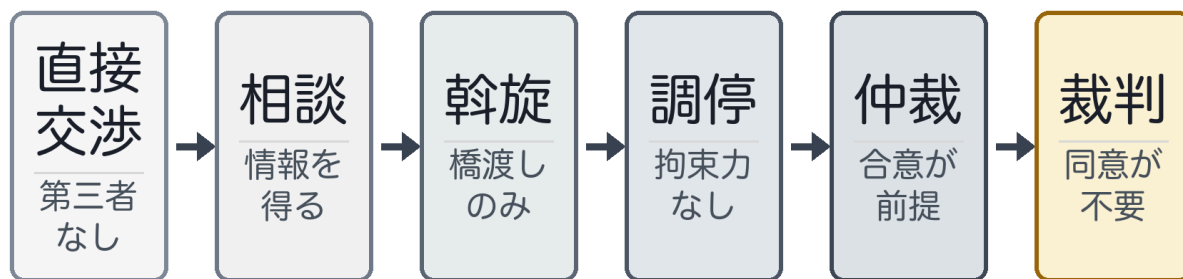
仲裁法第14条（仲裁合意と本案訴訟）第1項

仲裁合意の対象となる民事上の紛争について訴えが提起されたときは、受訴裁判所は、被告の申立てにより、訴えを却下しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 仲裁合意が無効、取消しその他の事由により効力を有しないとき。
- 二 仲裁合意に基づく仲裁手続を行うことができないとき。
- 三 当該申立てが、本案について、被告が弁論をし、又は弁論準備手続において申述をした後にされたものであるとき。

注意してほしいのは、「**しなければならない**」と書いてあることです。裁判所に選択の余地はありません。そこが実戦的に効きます。とくに**3号**を見てください。**被告が本案について弁論をした後に**申し立てても、もう却下してもらえません。「報酬は受け取っていない」「仕事の質が悪かった」といった、**中身の言い分を述べる**ことです。**仲裁合意さえあれば必ず却下される、わけではない——**ここまで込みで覚えてください。

軸の終点——裁判



裁判だけは相手の同意なしに始まり、拘束力のある判決で終わる

図：軸の終点＝裁判ボード

軸のいちばん右、**裁判**に戻ります。裁判の特徴は、**原告が訴えを起こせば、被告が同意しなくても手続が始まる**ことです。そこが決定的な違いです。調停は相手が来なければ進みませんし、仲裁は事前の合意が要ります。裁判だけは、**相手の意思にかかわらず始められます**。裁判官が間に立って話し合いを促し、それでも決着がつかなければ、**法にもとづいて、裁判所が拘束力を持つ判決を出します**。できません。だから、6段階のいちばん右にいるわけです。ここで軸を確かめ直しましょう。左から右へ、**第三者の踏み込みが深くなり、結論の強制力が強くなる**。

きれいに並びました。この1本の軸が、今日の骨です。

8 「裁判以外」をまとめて何と呼ぶか

ADRとは何を指すのか

| ADR＝裁判外紛争処理

- 6段階のうち**裁判以外の方式**の総称（Alternative Dispute Resolution）
 - 言葉のうえでは5つ全部だが、**通常論じられるのは主に調停と仲裁**

| ADR機関

- こうした方式を担う、裁判所ではない組織
 - ※ ただし**裁判所の民事調停・家事調停も主要なADR**——「裁判所以外」と言い切れない

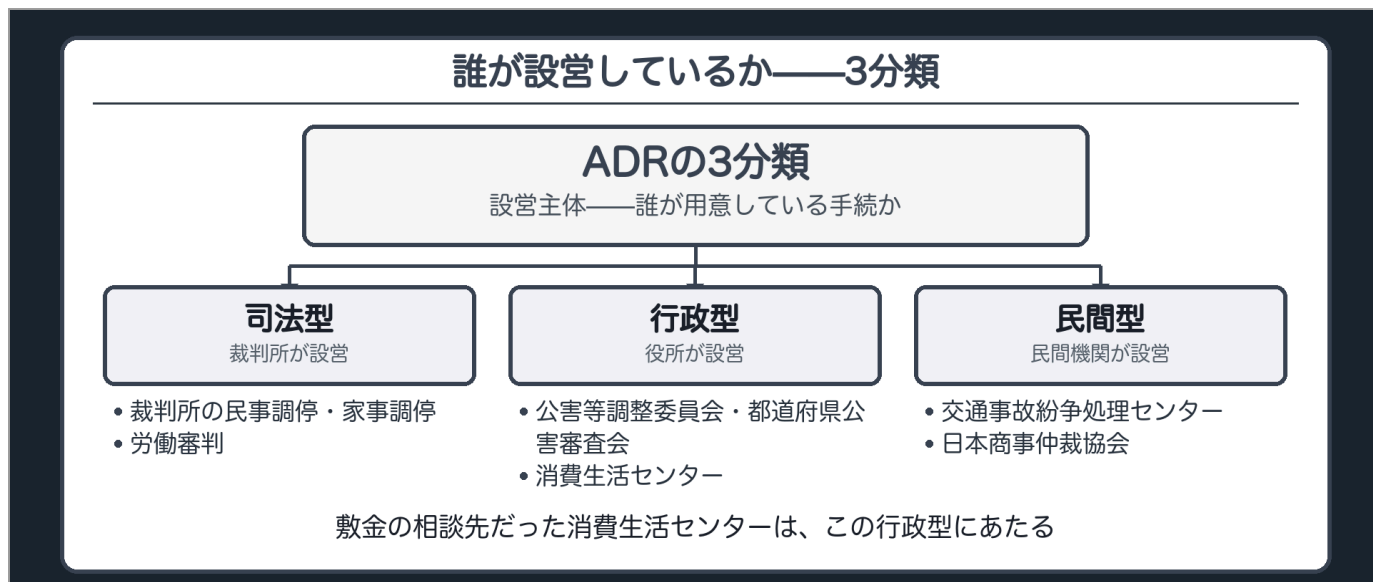
| 線引きは一義的でない

- 訴訟中の**和解**は、斡旋・調停と重なる面がある

図：ADRの範囲ボード

いま見た6段階から**裁判を除いた分**を、ひとまとめに呼ぶ言葉があります。**裁判外紛争処理**、英語の頭文字をとって**ADR**です。言葉のうえではそうなのですが、実際に**ADRという言葉で扱われる場面は、調停と仲裁にほぼ限られます**。そう捉えると分かりやすいです。そして、こうした方式を担う、裁判所ではない組織を、ADR機関と言います。**裁判所が行う手続であっても、民事調停や家事調停は代表的なADRの一つに数えます**。実は、もっとややこしいところがあります。訴訟の中で、判決を待たずに当事者が**和解**して終わることがあります。これは、斡旋や調停と重なる面があるんです。

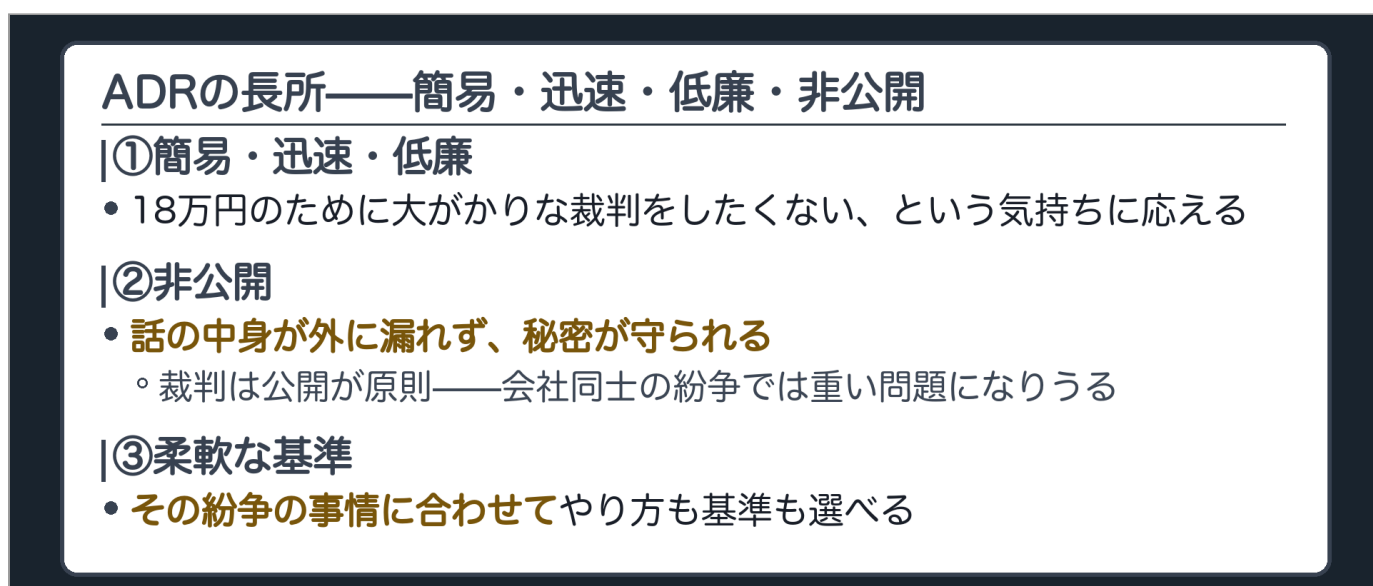
だから、**ADRの定義や分類は、一義的には決まりません**。ここは「きっちり線が引ける」と思わないことが、かえって正確な理解になります。



図：ADR3分類ボード

線が引きにくいと言いましたが、便宜上よく使われる分け方があります。**設営主体**、つまり誰が用意している手続か、で3つに分けます。**司法型**、**行政型**、**民間型**です。司法型は、裁判所が設営するもの。裁判所による調停や、労働審判がこれにあたります。国の**公害等調整委員会**や、都道府県の**公害審査会**。消費生活センターも、ここに入ります。そして**民間型**。交通事故紛争処理センターや、日本商事仲裁協会などです。そこに気づけたのは大きいです。その理由は、次で扱います。

10 ADRの長所は、4つある



図：ADRの長所4つボード

ADRの強みは、大きく4つあります。1つ目。手続にかかる**時間もお金も、少なく済む**こと。最初の気持ちに応えるのが、まさにそこです。2つ目。**非公開の手続**であること。**話の中身が外に漏れず、秘密が守られます**。裁判は公開が原則なので、争っている中身が人目に触れます。たとえば会社同士の紛争では、これが重い問題になります。そういう場面で効きます。3つ目。**その紛争の事情に合わせて、やり方も基準も選べる**こと。

ADRの長所——④専門知見の活用

|法律以外の専門家が関与できる

- 交通事故・医療紛争・知的財産——紛争類型を示す名前を掲げるADR機関が多い

|窓口

- どの機関が自分の紛争に合うか紹介してくれる窓口もある
 - **日本司法支援センター（法テラス）**

図：専門知見の活用ボード

4つ目。法律以外の専門知見を活用できることです。つながりました。交通事故、医療紛争、知的財産——多くのADR機関が、**紛争の分野ごとに名前を分け、その道の専門家に加ってもらい体制を作っています**。医療の紛争なら医学の知見が要ります。そこがADRの強みです。なお、たくさんある機関のうち、どれが自分の紛争に合うかを紹介してくれる窓口もあります。日本司法支援センター、通称・法テラスです。

11 時効が来てしまう心配をなくす

短答知識

ADR法と時効の完成猶予

|ADR法とは

- 正式名称＝裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律
 - **民間型は、数の割に利用が少なかった**——利用を後押しする2つの仕掛けを用意

|仕掛け①：時効の完成猶予

- 認証を受けた手続で和解の見込みがないまま終わった場合、通知から**1か月以内**に訴えを起こせば
 - 手続で**請求した時点**に訴えを起こしたものとみなす（ADR法25条）
- ※ 「**中断**」ではなく「**完成猶予**」

|前提

- 2つの仕掛けは、いずれも**法務大臣の認証を受けた機関**の手続に限られる

図：ADR法と時効の完成猶予ボード

現在のADRは非常に多様です。そこで、全体に共通する基本的な法規制が求められ、**ADR法**が作られました。裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律、という名前です。そこがポイントです。とくに**民間型のADR機関は、数の割に利用が少なかった**。そこで、2つの仕掛けが用意されました。**どちらも、法務大臣の認証を受けた機関の手続に限られます**。1つ目の仕掛け。**時効の完成猶予**です。ADRで話し合っている間に時効が来てしまったら、安心して手続を使えませんよね。そこで、認証を受けた手続で和解の見込みがないとして終わった場合に、**その通知を受けた日から1か月以内に訴えを起こせば、手続の中で請求したときに訴えを起こしたものとみなす**。ADR法25条です。

「**中断**」ではなく「**完成猶予**」という言葉を使う点も、覚えておいてください。

仕掛け②——訴訟手続の中止

|どんな場面か

- 同じ紛争について、訴訟と認証を受けたADRが**同時に進む**ことがある

|要件と効果

- **当事者の共同の申立て**があれば、裁判所は**4か月以内**の期間を定めて訴訟手続を中止できる（ADR法26条）
 - 片方だけの希望では足りない——**両方が揃って**申し立てたときだけ

|忘れないこと

- 時効の完成猶予も、この中止も、いずれも**認証を受けた機関**が前提

図：訴訟手続の中止ボード

2つ目の仕掛けは、**訴訟手続の中止**です。同じ紛争について、訴訟と、認証を受けたADRが重なることがあります。そのとき、**当事者の共同の申立てがあれば、裁判所は4か月以内の期間を定めて、訴訟手続を中止できます**。ADR法26条です。そういう仕掛けです。ここで注意してほしいのは、**共同の申立て**という点です。一方が「話し合いたい」と言っても、もう一方が乗らなければ止まりません。**両方が揃って申し立てたときだけ**、裁判所は中止を決められます。そこを押さえてもらえたなら十分です。認証のない機関の手続には、この2つは付いてきません。

13 ここまでを、いったんまとめます

定着

ここまでを、ひとつにつなぐ

|①6段階とその軸

- 直接交渉→相談→斡旋→調停→仲裁→裁判。軸は**第三者の踏み込み＝結論の強制力**

|②選び方

- 浅い方は柔軟・負担が軽い。深い方は同意不要で進む——**優劣でなく、性格と状況で選ぶ**

|③ADRとその長所

- 裁判以外の総称＝ADR。長所は**簡易・迅速・低廉、非公開、柔軟な基準、専門知見の活用**

|残った宿題

- 話し合いで決着しても、**相手が約束を破ったらどうなるか**

図：前編まとめボード

今日たどった道を、1本につなぎます。出発点は、「国が用意したのは裁判だけなのか」という問いでした。その6つを並べていた軸は。踏み込みが浅いほうは柔軟で、負担も軽い。深いほうは、相手の同意がなくても進む。**どちらが優れているという話ではなく、紛争の性格と状況で選ぶ**ものです。簡易・迅速・低廉、非公開、柔軟、専門知見。この4つが長所です。さて、ここで1つ、宿題が残っています。話し合いで決着したとして、**相手がその約束を破ったら、どうなるのか**。そこです。実は、同じ「話し合いで決めた」でも、破られたときにできることがまるで違います。次は、そこから始めます。